



# 宮 崎 県 公 報

平成23年 5 月 26 日 (木曜日) 第 2288 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

- 歳入の収納の事務の委託…………… (山村・木材振興課) 1
  - 道路の区域の変更 (2 件) …………… (道路保全課) 1
  - 道路の供用の開始 (3 件) …………… ( “ ) 2
- ### 公 告
- 軽油引取税に係る免税証の無効公告…………… (税務課) 2
  - 毒物劇物取扱者試験の実施…………… (医療業務課) 2
  - 職業訓練指導員試験の実施…………… (労働政策課) 3
  - 家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植講習会の

頁

- 開催…………… (畜産課) 4
  - 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 5
  - 開発行為に関する工事の完了…………… (建築住宅課) 6
  - 入札公告 (3 件) …………… 6
- ### 病院局公告
- 落札者等の公告…………… 9
- ### 公安委員会公告
- 警備員等の検定の実施について…………… 9
- ### 監査委員告示
- 包括外部監査契約に基づく監査に係る補助者……………10
- ### 監査委員公告
- 監査結果に基づき講じた措置の公表……………10

## 告 示

### 宮崎県告示第 413号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第 158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成23年 5 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した収納事務	委 託 先	委 託 期 間
林業・木材産業改善資金の貸付事業に係る貸付金の元金収入金及び違約金の収納事務	宮崎県森林組合連合会 宮崎中央森林組合 南那珂森林組合 都城森林組合 西諸地区森林組合 児湯広域森林組合 延岡地区森林組合 耳川広域森林組合 西臼杵森林組合 宮崎県木材協同組合連合会 日南製材事業協同組合 都城地区製材業協同組合 高鍋製材事業協同組合 西都地区製材協同組合 西都造林素材生産事業協同組合	平成23年 4 月 1 日から 平成24年 3 月 31 日まで

日向地区国有林材  
事業協同組合

### 宮崎県告示第 414号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年 5 月 26 日から平成23年 6 月 9 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 5 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
22	県道	東郷西 都線	西都市大字 穂北字八重 山3726番 6	旧	11.6 ~ 18.0	142.0
			地先から同 市同大字同 字3565番 2 地先まで	新	10.2 ~ 48.2	140.5

### 宮崎県告示第 415号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年 5 月 26 日から平成23年 6 月 9 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 5 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
429	県道	猪八重 線	日南市北郷 町郷之原字 式反田甲30 76番9地先 から同市同 町郷之原同 字甲3076番 9地先まで	旧	7.0～ 7.6	13.0
				新	11.2～ 19.6	13.0

宮崎県告示第 416号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年 5月26日から平成23年 6月 9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 5月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
22	県道	東郷西 都線	西都市大字 穂北字八重 山3726番 6 地先から同 市同大字同 字3565番 2 地先まで	平成23年 5月26日

宮崎県告示第 417号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年 5月26日から平成23年 6月 9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 5月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
51	県道	中野原 美々津 線	日向市東郷 町山陰字岩 金乙1228番 32地先から 同市同町山 陰字上ノ原 乙1708番 1 地先まで	平成23年 5月26日

宮崎県告示第 418号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年 5月26日から平成23年 6月 9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 5月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
429	県道	猪八重 線	日南市北郷 町郷之原字 式反田甲30 76番9地先 から同市同 町郷之原同 字甲3076番 9地先まで	平成23年 5月26日

公 告

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第 3号）第76条第 1 項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成23年 5月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 免税証の種類  
200ℓ券 1枚
- 2 用途  
農業等
- 3 記号及び番号  
200ℓ券H2003595
- 4 有効期間  
平成23年 1月20日から平成24年 1月19日まで
- 5 免税証に記載した販売店の名称  
J A はまゆう 南郷給油所
- 6 紛失年月日  
平成23年 3月23日

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第 303号）第 8 条第 1 項第 3 号に規定する毒物劇物取扱者試験（一般毒物劇物取扱者試験、農薬用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験をいう。）を次のとおり実施する。

平成23年 5月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 試験の日時  
平成23年 8月 2日（火曜日）午前10時から正午まで
- 2 試験の場所  
宮崎市霧島 1丁目 1番地 1  
J A ・ A Z Mホール  
宮崎市霧島 1丁目 1番地 2

<p>宮崎県総合保健センター</p> <p>3 受験願書の受付期間 平成23年6月13日（月曜日）から6月24日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。） ただし、郵送の場合は、6月24日付けの消印のあるものまで有効とする。</p> <p>4 受験願書の配布場所 県保健所</p> <p>5 その他 詳細については、最寄りの県保健所又は宮崎県福祉保健部医療業務課業務対策室（電話0985（26）7060）に問い合わせること。</p>	<p>2 関連学科</p> <p>(1) 系基礎学科</p> <p>ア 建築工学（構造力学、建築構造、建築施工、測量、建築製図、関係法規）</p> <p>イ 安全衛生（安全管理、衛生管理）</p> <p>(2) 専攻学科</p> <p>ア 建築設計（建築設計、設備設計、建築計画）</p> <p>イ 施工法（建築施工法、建築工事、規く術、木材工作法、仕様及び積算）</p> <p>ウ 材料（建築用材料）</p>								
<p>職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条第1項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。</p> <p>平成23年5月26日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 実施職種</p> <p>(1) 学科試験（関連学科及び指導方法）を実施する職種 造園科 和裁科 建築科 配管科 塗装科</p> <p>(2) 学科試験のうち、指導方法について試験を実施する職種 全職種</p> <p>2 試験科目</p>	<p>配管科</p> <p>1 指導方法</p> <p>2 関連学科</p> <p>(1) 系基礎学科</p> <p>ア 建築工学（建築設備、配管設備、建築構造、建築施工）</p> <p>イ 安全衛生（安全管理、衛生管理）</p> <p>(2) 専攻学科</p> <p>ア 配管設備（上下水道設備、ガス設備、冷暖房設備、空気調節設備）</p> <p>イ 配管製図（読図法、配管図）</p> <p>ウ 施工法（管工作法、配管施工、試験測定法、配管用材料、仕様及び積算）</p>								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">免許職種</th> <th>学科試験の科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>造園科</td> <td> <p>1 指導方法</p> <p>2 関連学科</p> <p>(1) 系基礎学科</p> <p>ア 植物（植物学、植物病理学、農薬）</p> <p>イ 土及び肥料（土、肥料）</p> <p>ウ 農業機械及び施設（農業機械、農業施設、器具）</p> <p>エ 安全衛生（安全管理、衛生管理）</p> <p>(2) 専攻学科</p> <p>ア 造園法（庭園、造園計画及び設計、造園工事法、造園管理、造園機械、仕様及び積算）</p> <p>イ 材料（造園植物、造園用材料）</p> </td> </tr> <tr> <td>和裁科</td> <td> <p>1 指導方法</p> <p>2 関連学科</p> <p>(1) 系基礎学科</p> <p>ア 裁縫知識（裁縫工程、裁縫用具、見積り）</p> <p>イ 縫製法（縫製法、縫製用材料）</p> <p>ウ 安全衛生（安全管理、衛生管理）</p> <p>(2) 専攻学科</p> <p>ア 和裁法（裁縫工程、和服の種類、裁縫法）</p> <p>イ 被服学（被服史、被服論、被服科学、服装美学）</p> </td> </tr> <tr> <td>建築科</td> <td> <p>1 指導方法</p> </td> </tr> </tbody> </table>	免許職種	学科試験の科目	造園科	<p>1 指導方法</p> <p>2 関連学科</p> <p>(1) 系基礎学科</p> <p>ア 植物（植物学、植物病理学、農薬）</p> <p>イ 土及び肥料（土、肥料）</p> <p>ウ 農業機械及び施設（農業機械、農業施設、器具）</p> <p>エ 安全衛生（安全管理、衛生管理）</p> <p>(2) 専攻学科</p> <p>ア 造園法（庭園、造園計画及び設計、造園工事法、造園管理、造園機械、仕様及び積算）</p> <p>イ 材料（造園植物、造園用材料）</p>	和裁科	<p>1 指導方法</p> <p>2 関連学科</p> <p>(1) 系基礎学科</p> <p>ア 裁縫知識（裁縫工程、裁縫用具、見積り）</p> <p>イ 縫製法（縫製法、縫製用材料）</p> <p>ウ 安全衛生（安全管理、衛生管理）</p> <p>(2) 専攻学科</p> <p>ア 和裁法（裁縫工程、和服の種類、裁縫法）</p> <p>イ 被服学（被服史、被服論、被服科学、服装美学）</p>	建築科	<p>1 指導方法</p>	<p>塗装科</p> <p>1 指導方法</p> <p>2 関連学科</p> <p>(1) 系基礎学科</p> <p>ア デザイン（文字、構成、色彩、模様）</p> <p>イ 塗装一般（塗料、調色、塗装用設備及び機器、関係法規）</p> <p>ウ 安全衛生（安全管理、衛生管理）</p> <p>(2) 専攻学科</p> <p>塗装法（金属製品塗装法、木工製品塗装法、建築物塗装法、試験法、材料、仕様及び積算）</p> <p>その他の職種</p> <p>指導方法</p>
免許職種	学科試験の科目								
造園科	<p>1 指導方法</p> <p>2 関連学科</p> <p>(1) 系基礎学科</p> <p>ア 植物（植物学、植物病理学、農薬）</p> <p>イ 土及び肥料（土、肥料）</p> <p>ウ 農業機械及び施設（農業機械、農業施設、器具）</p> <p>エ 安全衛生（安全管理、衛生管理）</p> <p>(2) 専攻学科</p> <p>ア 造園法（庭園、造園計画及び設計、造園工事法、造園管理、造園機械、仕様及び積算）</p> <p>イ 材料（造園植物、造園用材料）</p>								
和裁科	<p>1 指導方法</p> <p>2 関連学科</p> <p>(1) 系基礎学科</p> <p>ア 裁縫知識（裁縫工程、裁縫用具、見積り）</p> <p>イ 縫製法（縫製法、縫製用材料）</p> <p>ウ 安全衛生（安全管理、衛生管理）</p> <p>(2) 専攻学科</p> <p>ア 和裁法（裁縫工程、和服の種類、裁縫法）</p> <p>イ 被服学（被服史、被服論、被服科学、服装美学）</p>								
建築科	<p>1 指導方法</p>								
	<p>3 受験資格</p> <p>(1) 受験資格は、次のとおりとする。</p> <p>ア 法第44条第1項の技能検定に合格した者</p> <p>イ 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）第45条の2第2項第1号から第11号まで又は第3項第1号から第3号に規定する者</p> <p>ウ 省令第45条の2第2項第11号の規定に基づく職業訓練指導員試験の受験資格（昭和45年労働省告示第17号）又は省令第45条の2第3項第3号の規定に基づく職業訓練指導員試験の受験資格（昭和63年労働省告示第38号）に規定する者</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、次に該当する者は、試験を受けることができない。</p> <p>ア 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられた者</p>								

<p>ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から 2 年を経過しない者</p>	<p>試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者</p>																								
<p>4 試験の免除</p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="97 297 464 376">免除を受けることができる者</th> <th data-bbox="464 297 780 376">免除の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="97 376 464 517"> <p>免許職種に関し、1 級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者</p> </td> <td data-bbox="464 376 780 517"> <p>実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="97 517 464 622"> <p>免許職種に関し、2 級の技能検定に合格した者</p> </td> <td data-bbox="464 517 780 622"> <p>実技試験の全部</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="97 622 464 875"> <p>職業訓練指導員免許を受けた者</p> </td> <td data-bbox="464 622 780 875"> <p>学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科 (当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="97 875 464 1016"> <p>免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者</p> </td> <td data-bbox="464 875 780 1016"> <p>実技試験の全部</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="97 1016 464 1122"> <p>職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者</p> </td> <td data-bbox="464 1016 780 1122"> <p>学科試験のうち指導方法</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="97 1122 464 1406"> <p>免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科 (フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科) に合格した者</p> </td> <td data-bbox="464 1122 780 1406"> <p>学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科 (フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="97 1406 464 1621"> <p>職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者</p> </td> <td data-bbox="464 1406 780 1621"> <p>学科試験のうち関連学科の系基礎学科(当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="97 1621 464 1727"> <p>免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者</p> </td> <td data-bbox="464 1621 780 1727"> <p>学科試験のうち関連学科</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="97 1727 464 1832"> <p>免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者</p> </td> <td data-bbox="464 1727 780 1832"> <p>学科試験のうち関連学科</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="97 1832 464 2024"> <p>学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者</p> </td> <td data-bbox="464 1832 780 2024"> <p>学科試験のうち関連学科</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="97 2024 464 2101"> <p>省令別表第 11 の 3 の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の</p> </td> <td data-bbox="464 2024 780 2101"> <p>省令別表第 11 の 3 の免除の範囲の欄に掲げる試験</p> </td> </tr> </tbody> </table>	免除を受けることができる者	免除の範囲	<p>免許職種に関し、1 級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者</p>	<p>実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科</p>	<p>免許職種に関し、2 級の技能検定に合格した者</p>	<p>実技試験の全部</p>	<p>職業訓練指導員免許を受けた者</p>	<p>学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科 (当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)</p>	<p>免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者</p>	<p>実技試験の全部</p>	<p>職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者</p>	<p>学科試験のうち指導方法</p>	<p>免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科 (フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科) に合格した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科 (フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科)</p>	<p>職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科の系基礎学科(当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)</p>	<p>免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>	<p>免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>	<p>学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>	<p>省令別表第 11 の 3 の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の</p>	<p>省令別表第 11 の 3 の免除の範囲の欄に掲げる試験</p>	<p>5 試験期日 平成 23 年 8 月 29 日 (月曜日)</p> <p>6 試験場所 宮崎県技能検定センター 宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3</p> <p>7 受験申請の手続 (1) 提出書類 ア 職業訓練指導員試験受験申請書 (以下「申請書」という。) イ 及び前記 3 に掲げる受験資格を証する書類 イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、前記 4 に掲げる者に該当することを証する書類 (2) 提出先 〒880-8501 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 宮崎県商工観光労働部労働政策課 (3) 受付期間 平成 23 年 6 月 13 日 (月曜日) から平成 23 年 7 月 1 日 (金曜日) まで (郵送の場合は 7 月 1 日付けの消印のあるものまで有効とする。) (4) 受験手数料 3,100 円 (宮崎県収入証紙 (消印しないこと。)) により納付すること。 (5) 受験票 申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。</p> <p>8 合格通知 平成 23 年 9 月 30 日 (金曜日) に合格者に通知する。</p> <p>9 その他 (1) 申請書は、宮崎県商工観光労働部労働政策課、県立産業技術専門校、各認定職業訓練校、宮崎県職業能力開発協会、各事業組合等で交付する。 (2) 申請書の郵送を希望する者は、返信用封筒にあて先を明記の上、140 円切手をはり、宮崎県商工観光労働部労働政策課に申し込むこと。 (3) 試験について不明な点は、宮崎県商工観光労働部労働政策課 (電話 0985 (26) 7107) に問い合わせること。</p> <hr/> <p>家畜改良増殖法 (昭和 25 年法律第 209 号) 第 16 条第 2 項に規定する平成 23 年度の家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催する。</p> <p>平成 23 年 5 月 26 日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 開催期日 平成 23 年 8 月 29 日 (月曜日) から 9 月 30 日 (金曜日) まで</p> <p>2 開催場所 西諸県郡高原町大字広原 5066 番地 宮崎県畜産試験場</p> <p>3 家畜の種類 牛</p> <p>4 受講申込手続 (1) 受講願書の受付期間 平成 23 年 7 月 4 日 (月曜日) から 7 月 15 日 (金曜日) まで (2) 受講願書の提出先 最寄りの家畜保健衛生所</p>
免除を受けることができる者	免除の範囲																								
<p>免許職種に関し、1 級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者</p>	<p>実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科</p>																								
<p>免許職種に関し、2 級の技能検定に合格した者</p>	<p>実技試験の全部</p>																								
<p>職業訓練指導員免許を受けた者</p>	<p>学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科 (当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)</p>																								
<p>免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者</p>	<p>実技試験の全部</p>																								
<p>職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者</p>	<p>学科試験のうち指導方法</p>																								
<p>免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科 (フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科) に合格した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科 (フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科)</p>																								
<p>職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科の系基礎学科(当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)</p>																								
<p>免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>																								
<p>免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>																								
<p>学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>																								
<p>省令別表第 11 の 3 の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の</p>	<p>省令別表第 11 の 3 の免除の範囲の欄に掲げる試験</p>																								

## (3) 受講願書の提出

所定の受講願書に最近3箇月以内撮影の写真(縦5センチメートル、横4センチメートル)2枚を添付して提出すること。

## 5 受講手数料

35,000円(受講の際、宮崎県収入証紙により納付すること。)

## 6 その他

- (1) テキストは、社団法人日本家畜人工授精師協会(〒135-0041 東京都江東区冬木11番17号イシマビル17階 電話03-5621-2070 F A X 03-5621-2077)発行の家畜人工授精講習会テキスト(家

畜体内受精卵・家畜体外受精卵移植編)を使用するのであらかじめ準備すること。

- (2) この講習会に関する問合せは、最寄りの家畜保健衛生所又は宮崎県農政水産部畜産・口蹄疫復興対策局畜産課家畜防疫対策室(電話0985-26-7139)にすること。

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成23年5月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-21)第1294号	(有)浜砂信建設	浜砂 信子	宮崎県児湯郡西米良村大字板谷279	一般	建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	平成23年3月14日付で廃業した旨の届工事業	平成23年3月14日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-17)第1560号	井戸川建設(株)	井戸川 圭一郎	宮崎県東諸県郡国富町大字三名1163	一般	管工事業、防水工事業	平成23年3月17日〃	平成23年3月17日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第9254号	(有)黒肱建設	黒肱 力	宮崎県都城町高城町石山1572	一般	管工事業	平成23年3月23日〃	平成23年3月23日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-17)第10339号	(有)東亜設備	山崎 雅彦	宮崎県宮崎市吉村町中無田甲509-1	一般	消防施設工事業	平成23年3月2日〃	平成23年3月2日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-21)第11994号	(有)ブリューエント	徳永 道春	宮崎県日向市伊勢ヶ浜93-3	一般	造園工事業	平成23年3月23日〃	平成23年3月23日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第12164号	大隅リース(有)	岩川 孝一	宮崎県日南市南郷町谷之口2525	一般	土木工事業	平成23年3月18日〃	平成23年3月18日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第12424号	横山設備工業(有)	横山 哲也	宮崎県宮崎市潮見町141-2	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業	平成23年3月9日〃	平成23年3月9日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-20)第12493号	(株)ライズ工業	松田 充生	宮崎県宮崎市老松2-1-45	一般	建築工事業	平成23年3月1日〃	平成23年3月1日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第877号	(株)丸共工務店	押方 伸悟	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井1217	一般	土木工事業、建築工事業、大土工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業	平成23年3月15日〃	平成23年3月15日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第1586号	(有)宇都工務店	宇都 義隆	宮崎県宮崎市大橋1-145	一般	建築工事業	平成23年3月8日〃	平成23年3月8日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第3047号	迫富建設	迫富 幸	宮崎県日南市飫肥3-13-27	一般	建築工事業	平成23年3月9日〃	平成23年3月9日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-17)第5793号	長友設備	長友 泰	宮崎県日南市大字宮浦4770-9	一般	管工事業、水道施設工事業	平成23年3月10日〃	平成23年3月10日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第6045号	(有)山本義建設	山本 義弘	宮崎県宮崎市波島1-27-14	一般	建築工事業、大土工事業	平成23年3月2日〃	平成23年3月2日(全廃業)

宮崎県知事許可 (般-19)第6268号	(有)吉岡工業	吉岡 信夫	宮崎県都城市 梅北町 1 2439	一般	土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業、塗装工事業、建具工事業、水道施設工事業	平成23年3月 11日	平成23年3月11日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-19)第7663号	シーザー・ナ ガトモ(有)	長友 俊治	宮崎県宮崎 市大字富吉 2687-3	一般	土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、造園工事業、水道施設工事業	平成23年3月 15日	平成23年3月15日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第7977号	(有)池田重機	池田 武茂	宮崎県延岡 市方財町 1 73	一般	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業	平成23年3月 29日	平成23年3月29日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-17)第8033号	日建商会	日高 福一	宮崎県都城市 志比田町 4987-3	一般	土木工事業	平成23年3月 1日	平成23年3月1日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-22)第9545号	久保工務店	久保 守	宮崎県都城市 高崎町大 牟田1176- 8	一般	建築工事業、大工工事業	平成23年3月 18日	平成23年3月18日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-21)第 12622号	今村工業	今村 英彦	宮崎県延岡 市富美山町 83-560	一般	土木工事業、とび・土工工事業、水道施設工事業	平成23年3月 10日	平成23年3月10日 (全廃業)

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成23年 5 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
東諸県郡国富町大字田尻字明久 2120番 1 外19筆、2074番 4 の一部、 2074番 6 の一部、2101番 1 の一部、 2101番 3 の一部	東諸県郡国富町大字田尻2120 番地 1 株式会社 太陽興産

**入札公告**

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成23年 5 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

**1 競争入札に付する事項**

- (1) 借入物品及び数量 普通科高校教育用コンピュータ 一式
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成23年 8 月31日
- (4) 契約期間 平成23年 9 月 1 日から平成28年 8 月31日まで (60 月)
- (5) 納入場所 仕様書による。
- (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料 1 月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 5 に相当する金額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積

もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

**2 契約に係る特約事項**

- (1) この競争入札に係る契約 (以下「本件契約」という。) は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 (平成 17年宮崎県条例第81号) 第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約であり、県は、上記 1 の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
  - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
  - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

**3 競争入札に参加する者に必要な資格**

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
  - ア 平成23年宮崎県告示第 154号に規定する資格を有する者で、業種がサービス (役務の提供) に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理 (システム開発を含む。)、データエントリー及びその他のものであること。
  - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
  - ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
  - エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
  - オ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者にとっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であ

ること。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を平成23年6月17日までに提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

#### 4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号880-8501 電話番号0985(26)7235  
 (2) 期間 平成23年5月26日から平成23年7月5日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

#### 5 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当  
 (2) 期間 平成23年5月26日から平成23年6月17日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

#### 6 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁4号館2階 教育共用会議室  
 (2) 日時 平成23年6月2日午後2時

#### 7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当  
 (2) 提出期限 平成23年7月5日午後5時  
 (3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては書留郵便に限る。)により提出すること。

#### 8 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁4号館2階 教育共用会議室  
 (2) 日時 平成23年7月6日午後2時

#### 9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

#### 10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

#### 11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

#### 12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号880-8501 電話番号0985(26)7235

#### 13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 14 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。  
 (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続きの停止等があり得る。  
 (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

#### 15 Summary

- (1) Nature and quantity of the service required: Computer for high school general education course : 1 unit  
 (2) Time limit for tender: 5:00.p.m.5 July 2011  
 (3) Contact point for the notice: Regional Affairs Department Section Finance and Welfare Division Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan. TEL: 0985-26-7235

#### 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成23年5月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 商業高校教育用コンピュータ 一式  
 (2) 借入物品の特質等 仕様書による。  
 (3) 納入期限 平成23年8月31日  
 (4) 契約期間 平成23年9月1日から平成28年8月31日まで(60月)  
 (5) 納入場所 仕様書による。  
 (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。  
 ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合  
 イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合  
 (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

#### 3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。  
 ア 平成23年宮崎県告示第154号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理(システム開発を含む。)、データエントリー及びその他のものであること。  
 イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。  
 ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。  
 エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。  
 オ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者にとっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。  
 (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を平成23年6月17日までに提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号880-8501 電話番号0985 (26) 7235
- (2) 期間 平成23年 5 月26日から平成23年 7 月 5 日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

5 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当
- (2) 期間 平成23年 5 月26日から平成23年 6 月17日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

6 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁 4 号館 2 階 教育共用会議室
- (2) 日時 平成23年 6 月 2 日午後 2 時

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当
- (2) 提出期限 平成23年 7 月 5 日午後 5 時
- (3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては書留郵便に限る。）により提出すること。

8 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁 4 号館 2 階 教育共用会議室
- (2) 日時 平成23年 7 月 6 日午後 2 時20分

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第 2 号）第 100条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号880-8501 電話番号0985 (26) 7235

13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続きの停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the service required:Computer for high school commercial education course : 1 unit
- (2) Time limit for tender: 5:00.p.m.5 July 2011
- (3) Contact point for the notice: Regional Affairs Department Section Finance and Welfare Division Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan. TEL: 0985-26-7235

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成23年 5 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 総合実践システム 一式
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成23年 8 月31日
- (4) 契約期間 平成23年 9 月 1 日から平成28年 8 月31日まで（60 月）
- (5) 納入場所 仕様書による。
- (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料 1 月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 5 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17年宮崎県条例第81号）第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約であり、県は、上記 1 の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
  - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
  - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
  - ア 平成23年宮崎県告示第 154号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が貸貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理（システム開発を含む。）、データエントリー及びその他のものであること。
  - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
  - ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
  - エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
  - オ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を平成23年 6 月17日までに提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橋通東 2 丁



- 目10番1号 郵便番号880-8501 電話番号0985 (26) 7235
- (2) 期間 平成23年5月26日から平成23年7月5日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 5 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当
- (2) 期間 平成23年5月26日から平成23年6月17日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 6 入札説明会の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁4号館2階 教育共用会議室
- (2) 日時 平成23年6月2日午後2時
- 7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当
- (2) 提出期限 平成23年7月5日午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては書留郵便に限る。）により提出すること。
- 8 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁4号館2階 教育共用会議室
- (2) 日時 平成23年7月6日午後2時40分
- 9 入札保証金
- 入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。
- 10 入札の無効に関する事項
- 宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。
- 11 落札者の決定の方法
- 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 12 契約に関する事務を担当する部局等
- 宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号880-8501 電話番号0985 (26) 7235
- 13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 14 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続きの停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 15 Summary
- (1) Nature and quantity of the service required: System for Commercial Skills: 1 unit
- (2) Time limit for tender: 5:00.p.m.5 July 2011
- (3) Contact point for the notice: Regional Affairs Department Section Finance and Welfare Division Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan. TEL: 0985-26-7235

## 病院局公告

### 落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成23年5月26日

宮崎県病院局長 甲斐景早文

### 1 随意契約に係る調達件名及び数量

宮崎県立病院電子カルテシステム保守業務委託 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局等
- 宮崎県病院局経営管理課システム・施設担当 宮崎市橋通東1丁目9番10号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
- 平成23年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
- 富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
- 77,993,790円
- 6 随意契約による理由
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号に該当

## 公安委員会公告

### 宮崎県公安委員会公告第8号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成23年5月26日

宮崎県公安委員会委員長 佐藤勇夫

### 1 検定の種別、級及び検定実施日時

種別	級	実施日時
貴重品運搬警備	1級	平成23年8月29日(月)午前9時30分から午後5時ころまでの間

※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までの間に済ませること。

### 2 実施場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地1

宮崎県建設技術センター

### 3 定員

15人（鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。）

### 4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

(1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第8条第1号に該当する者

(2) 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から貴重品運搬警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けているもの

### 5 検定申請手続

#### (1) 受付期間、時間

平成23年7月19日(火)から7月28日(木)まで（土、日曜を除く。）

の午前9時から午後5時まで

#### (2) 検定申請書等提出先

申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。（郵送による提出は認めない。）

#### (3) 提出書類

- ア 検定申請書 1 通
- イ 住所地为疎明する書面 (宮崎県内に住所を有する者に限る。)
- ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面 (宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)
- エ 写真 2 枚 (申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
- オ 貴重品運搬警備 2 級検定合格証明書の写し及び貴重品運搬警備 2 級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを証する書面 (検定規則第 8 条第 1 号に規定する者)
- カ 1 級検定受験資格認定書 (検定規則第 8 条第 2 号に規定する者に限る。)
- キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- エ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
- オ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

- ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- イ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
- ウ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

- (1) 受検票は、当日検定会場で交付する。
- (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。雨天時は雨合羽を持参すること。
- (3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。
- (4) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係 (電話代表0985-31-0110) に行うこと。

監査委員告示

監査委員告示第 2 号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 252条の32第 2 項の規定に

より、次のとおり告示する。

平成23年 5 月 26 日

宮崎県監査委員 宮 本 尊  
 宮崎県監査委員 山 口 博  
 宮崎県監査委員 外 山 衛  
 宮崎県監査委員 宮 原 義 久

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
肥田木 良 博	都城市若葉町45号 4 番地 2
坂 元 隆一郎	小林市細野 470番地 1
田 中 克 弥	宮崎市祇園 1 丁目76番地 アルカディア祇園 405号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成23年 6 月 1 日から平成24年 3 月31日まで

監査委員公告

平成23年 2 月 7 日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年 5 月 26 日

宮崎県監査委員 宮 本 尊  
 宮崎県監査委員 山 口 博  
 宮崎県監査委員 外 山 衛  
 宮崎県監査委員 宮 原 義 久

1 県の機関を対象とした定期監査

(1) 営農支援課

【監査の結果】  
 農業改良資金貸付金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。  
 (指摘事項)

【講じた措置】  
 農業改良資金の償還指導は、延滞者の固定化が進むとともに、近年の景気低迷等の厳しい農業情勢を背景に、年々困難の度合いを増しつつある。  
 このような状況の中、各農林振興局を中心として、農協等の関係団体との連携を図りながら、借受者の農業経営改善が適切に図られるよう、きめ細かな営農・経営指導を実施し、延滞金の回収を粘り強く行うとともに、保証人を交えた面談を行うなど、償還金の分割納付も含め、延滞者の個々の実状に応じた償還指導に取り組んでいる。今後とも、償還指導を行うとともに、新たな延滞を発生させないように支援し、収入未済額の圧縮を図っていく。

(2) 農産園芸課

## 【監査の結果】

みやざきの伝統野菜産地育成事業補助金について、事業計画の検討が十分に行われていなかったことから、事業の大半が実施できず補助事業の目的が達成されていなかった。留意を要する。(指摘事項)

## 【講じた措置】

今後は、事前の事業計画の協議・精査を十分に実施し、効率的な予算の執行に努めていく。

## (3) 畜産課

## 【監査の結果】

- ① 概算払いの旅行命令について、旅行完了後の精算手続の行われていないものがあった。善処を要する。(指摘事項)
- ② 普通財産の貸付けについて、貸付料の変更契約が大幅に遅れているものがあった。留意を要する。(指摘事項)
- ③ 県有種雄牛凍結精液需給管理業務支援事業補助金について、実績報告書による補助対象事業費の確認を行わないまま補助金の額の確定を行っていた。留意を要する。(注意事項)

## 【講じた措置】

- ① 直ちに精算手続を行った。今後は、職員の旅費に関する条例及びその運用等に基づき、適正な事務処理に努める。
- ② 貸付料改定に日時を費やしたため、変更契約に遅れが生じたものである。今後は、業務の進行管理を徹底し、適正な事務処理に努める。
- ③ 実績報告書に経費が確認できる資料を添付し、補助対象事業の確認を行うこととした。

## (4) 水産政策課

## 【監査の結果】

漁業経営指導等対策事業費補助金等について、交付決定事務が大幅に遅れているものが見受けられた。留意を要する。(指摘事項)

## 【講じた措置】

補助金交付決定事務の遅延については、申請内容の精査等に期間を要したものである。今後は交付決定事務に係る進捗状況表を作成した上で、交付決定から額の確定までの進捗状況の管理を徹底し、事務が滞ることのないよう適正な事務処理に努めることとした。

## (5) 中部農林振興局

## 【監査の結果】

- ① 普及センター空調設備保守点検業務委託について、委託契約期間終了前に最終回の委託料を支払っていた。留意を要する。(注意事項)
- ② 市道改良工事に伴う県有土地改良財産の改築工事承認に

ついて、完了報告等の必要な条件を付していなかったことから、工事完了確認が適切に行われていなかった。留意を要する。(注意事項)

## 【講じた措置】

- ① 契約内容を十分に理解し、財務規則に則った適正な支払い時期で、事務処理を執行する。今後は、十分留意して適正な事務処理に努める。
- ② 書面による工事完了報告の提出を条件とするべきであったが、なされていなかったため、今後は条件の例文を登録し、県有土地改良財産の改築工事承認をするにあたり、必要な条件が漏れることのないよう措置した。

## (6) 北諸県農林振興局

## 【監査の結果】

情報開示請求に伴う収納金について、県の規程に定める領収証が交付されていなかった。

また、調定日を誤り指定金融機関への払込みが遅れているものがあった。留意を要する。(注意事項)

## 【講じた措置】

今回の指摘を受け、交付する領収証を、県規程に定める書式に改めた。今後は、調定日の誤り、指定金融機関への払込みの遅れが生じないように、担当内での確認を徹底し、適正な事務処理に努める。

## (7) 東臼杵農林振興局

## 【監査の結果】

- ① 物品の損傷事故について、財務規則に定める亡失損傷報告書が提出されていなかった。善処を要する。(指摘事項)
- ② 情報開示請求に伴う収納金について、指定金融機関への払込みが遅れているものや調定日を誤っているものが散見された。  
また、会計年度区分を誤っているものがあった。留意を要する。(注意事項)
- ③ 県営林地の貸付料について、調定額の算定を誤り過徴収となっているものがあった。善処を要する。(注意事項)
- ④ 各種協議会等の会計事務について、監事による監査を行っていないなど、不適切なものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)

## 【講じた措置】

- ① 損傷状況を確認の上、主管課を経由し報告書の提出を行った。今後は財務規則に基づき適正な事務処理に努める。
- ② 事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、公金を取り扱っているということを再認識し、再発防止に努める。
- ③ 平成22年11月19日付けで椎葉村長と覚書を交換し、面積による土地貸付料評価額との差額 210円については、椎葉村長は東臼杵農林振興局長への債権を放棄することとし、平成23年度以降適正に処理することにした。

④ 各種協議会等の規約等の中には、監事による監査に関する規定のないものもあったことから、平成22年度中に会計規程の改正・整備を行い、全てにおいて監事による監査を実施することとした。

(8) 農業大学校

【監査の結果】

通勤手当について、月の全日にわたって通勤実績のない職員に支給されているものがあった。善処を要する。(注意事項)

【講じた措置】

通勤実績のない傷病休暇中の職員に支払っていた通勤手当について、過年度分(平成22年3月分)については、平成22年12月14日付で追給戻入依頼書を作成し、戻入手続を行った。  
現年度分(平成22年4月分、5月分)については、平成22年12月の給与電算報告で戻入手続を行った。

(9) 宮崎家畜保健衛生所

【監査の結果】

物品の損傷事故について、財務規則に定める亡失損傷報告書が提出されていなかった。善処を要する。(指摘事項)

【講じた措置】

損傷状況を確認の上、主管課を経由し報告書の提出を行った。今後は、財務規則に基づき適正な事務処理に努める。

(10) 畜産試験場

【監査の結果】

- ① 川南支場に係る旅費について、バック旅行利用時における航空運賃の算出誤りや、旅行雑費の重複支給により、過払いとなっているものが見受けられた。善処を要する。(指摘事項)
- ② 川南支場に係る住居手当について、過払いとなっているものがあつた。善処を要する。(注意事項)

【講じた措置】

- ① 直ちに戻入処理を行い平成22年12月2日までにすべての納入を確認した。
- ② 平成22年12月の例月給与にて戻入処理を行った。

2 財政援助団体等を対象とした監査

(1) 社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団(補助団体)

【監査の結果】

- ① 補助金等で取得した固定資産について、貸借対照表の計上額を誤っているものが見受けられた。善処を要する。(指摘事項)
- ② 障がい児を育てる地域の支援体制整備事業補助金について、経理規程に基づいた物品購入の手続が行われていなかった。留意を要する。(指摘事項)

【講じた措置】

- ① 補助金で取得したものを一部修繕費等で計上していたため、一括固定資産に計上することにより貸借対照表を是正しており、その内容を確認した。
- ② 宮崎県社会福祉事業団に対し、経理規程に基づき適正な物品購入の手続を行うよう指導した。

(2) 花とみどりのみやぎづくり推進協議会(補助団体)

【監査の結果】

花とみどりのみやぎづくり推進協議会運営費補助金について、予算執行何決裁前に委託契約手続を行っているものがあつた。留意を要する。(注意事項)

【講じた措置】

委託契約手続に関する予算執行何については、事務手続を再確認し、適正に処理することを徹底するとともに、内部チェックを強化するなどの改善措置を講じるよう指導した。

(3) 社団法人宮崎県商工会議所連合会(補助団体)

【監査の結果】

宮崎県小規模事業経営支援事業費補助金について、委託業務の完了報告書に関する規定がないなど、委託契約書が適正に作成されていなかった。留意を要する。(注意事項)

【講じた措置】

県行政経営課が作成した契約書作成の手引を送付し、今後、委託業務を実施する際は当該手引等を参考にしながら、適切な委託契約書を作成するよう指導した。

(4) 宮崎県中学校体育連盟(補助団体)

【監査の結果】

九州中学校体育大会本県開催事業費補助金について、支出何が作成されていないなど、支出事務が適正に行われていないものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)

【講じた措置】

監査の結果を受け、該当の事項について、支出何を作成するなど、適正な支出事務を行うよう、指導を行った。また、あわせて、会計事務全般において、適正な取扱いを行うよう、再度指導を行った。

(5) 社団法人宮崎県畜産協会(補助団体)

【監査の結果】

産業動物関連獣医確保対策事業補助金について、事業が完了していないにもかかわらず事業実績報告を行っていた。留意を要する。(指摘事項)

【講じた措置】

補助金交付要綱及び要領に基づいた適正な事務手続について指導するとともに、所管課としても、実績報告に基づく関係書

類の完了検査を適正に実施することとした。

(6) 宮崎県農業会議（補助団体）

【監査の結果】

- ① 補助対象事業経費について、預り金の経理、支出手続及び検査等の会計事務が適正に行われていない。善処を要する。（指摘事項）
- ② 補助事業で購入した備品について、取得年月日や購入価額等が備品台帳に記載されていないなど、適正な備品管理が行われていない。善処を要する。（注意事項）

【講じた措置】

- ① 宮崎県農業会議に対して指導を行い、経理規程についての見直しを行うことにした。今後、新たな経理規程に基づく会計事務の適正な執行について、指導・監督に努める。
- ② 宮崎県農業会議に対して指導を行い、会計書類等を調査確認のうえ備品台帳を整備することにした。今後、適正な備品管理について、指導・監督に努める。

(7) 社団法人宮崎県林業公社（出資団体）

【監査の結果】

支出事務について、物品の購入等に係る検査が行われていないものが散見された。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

宮崎県林業公社では、監査指摘後、物品等の確認を行い、書類の整備を行うとともに、再発を防止するため、適正な事務手続について職員に周知徹底を図った。県では、監査指摘後、公社において物品の購入等に係る書類の整備が行われたことを支出伝票により確認した。また、支出伝票決裁時のチェックを徹底し、適正な事務処理に努めるよう指導した。

(8) 財団法人宮崎県産業支援財団（出資団体）

【監査の結果】

決算財務諸表について、貸借対照表の資産及び負債の計上額を誤っていた。善処を要する。（指摘事項）

【講じた措置】

資産の部において、取得価格10万円未満の什器備品が計上されていたが、22年度決算において、備品台帳及び什器備品減価償却明細書から抹消する旨報告を受けた。また、負債の部において、退職給付引当金を過少計上していたが、22年度決算において、所要額を全額計上する旨報告を受けた。今後、このような誤りがないよう、会計基準の遵守及び内部チェック機能の強化を指導した。財団所管課としては、今後とも立入検査等を通じて指導を強化していきたい。

(9) 社団法人宮崎県農業振興公社（出資団体）

【監査の結果】

- ① 決算財務諸表について、貸借対照表の固定資産等の計上

区分や退職引当金等の計上額を誤っているものが見受けられた。

また、会計規程等について、見直しを要するものが見受けられた。善処を要する。（指摘事項）

- ② 畜産担い手育成総合整備事業の設計業務委託について、契約保証金が契約締結後に納付されていた。

また、同事業の工事について、工期延長変更に伴う契約保証の手続が行われていないものがあった。留意を要する。（指摘事項）

- ③ 農地保有合理化法人機能調整・強化事業補助金について、補助対象とならない団体に対し、補助金を交付しているものがあった。善処を要する。（指摘事項）

- ④ 旅費について、宿泊料を誤り支給不足となっているものがあった。善処を要する。（注意事項）

- ⑤ 総会及び理事会の表決について、社員又は理事から提出された委任状に代理人又は日付の記載されていないものが散見された。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

- ① 適正な会計処理とともに、公社の規程等について整備するよう指導を行った。

- ② 契約事務を適正に行うよう指導するとともに、関係規程の整備について指導を行った。

- ③ 指摘のあった件については、自主返納の申請を審査した結果、補助金相当額の返還を命じるとともに、今後は事務の適正な執行が図られるよう指導を行った。

- ④ 支給不足分を追給させるとともに、社団法人宮崎県農業振興公社旅費規程等に基づき、適正な事務の執行が図られるよう指導を行った。

- ⑤ 書類の不備については是正するとともに、総会・理事会の運営については、公益法人に係る関係法令等に則した適正な執行が図られるよう指導を行った。

(10) 宮崎県道路公社（出資団体）

【監査の結果】

時間外勤務手当について、支給不足となっているものがあった。善処を要する。（注意事項）

【講じた措置】

時間外勤務時間の集計誤りにより支給不足を生じたもので、今後は、複数の担当者による確認を行う等、チェック体制を強化するよう指導した。

(11) 財団法人宮崎県国際交流協会（出資団体）

【監査の結果】

- ① 現金の取扱いについて、受領した現金の入金処理の遅いものが散見されるなど不適当な事務処理が見受けられた。善処を要する。（指摘事項）

- ② 決算財務諸表について、貸借対照表の基本財産の計上区分を誤っているものなどが見受けられた。善処を要する。（注意事項）

<p><b>【講じた措置】</b></p> <p>① 指摘を受け、国際交流協会を指導した。その結果、受領した現金の入金処理について、県財務規則を踏まえた会計規程に見直した上で、確実に管理されていることを確認した。</p> <p>② 指摘を受け、国際交流協会と協議・検討を行った。今後は、22年度決算の際に、貸借対照表上の基本財産の区分を指定正味財産に変更する予定であることを確認した。</p>	<p><b>【講じた措置】</b></p> <p>① 今回の指摘を受け、工事及び工事に関する設計委託についてのチェックリストを作成し、確認を行うよう指導を行った。</p> <p>② 22年度の補助事業については、年度内に基金運用審査会を開催し補助金交付決定を行うよう指導した。今後は、審査会が審査機能を果たせるよう補助事業の適正かつ効果的な実施に努めるよう指導した。</p> <p>③ 実績報告書との確認が不十分であったため、委託料の支払額に誤りがあったものであるが、不足分の支払いは完了した。今後は、誤りのないよう確認を複数の職員で行うよう指導した。</p>
<p>(12) 財団法人みやざき観光コンベンション協会 (出資団体)</p> <p><b>【監査の結果】</b></p> <p>① 決算財務諸表について、貸借対照表の基本財産の計上区分誤りについての改善措置が行われていなかった。善処を要する。(指摘事項)</p> <p>② 前渡金について、精算手続の遅いものが見受けられた。善処を要する。(注意事項)</p>	<p>(15) 宮崎県森林組合連合会 (出資団体)</p> <p><b>【監査の結果】</b></p> <p>宮崎県森林・林業振興基金について、同基金事業実施要領に定める特別会計が設けられていなかった。善処を要する。(指摘事項)</p>
<p><b>【講じた措置】</b></p> <p>① 貸借対照表の基本財産の計上区分を指定正味財産に修正するよう指導した。なお、当協会は、平成22年度決算から修正することとした。</p> <p>② 適正な会計処理に努めるよう指導した。なお、当協会は、平成23年2月から前渡金処理簿を作成し、精算手続の状況を管理することとした。</p>	<p><b>【講じた措置】</b></p> <p>宮崎県森林組合連合会に対して、平成22年度決算から宮崎県森林・林業振興基金事業実施要領に基づき、特別会計を設けて適正に管理するよう指導した。</p>
<p>(13) 宮崎県信用保証協会 (出資団体)</p>	<p>(16) 社団法人宮崎県林業労働機械化センター (出資団体)</p>
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>清掃業務等の委託契約について、委託業務の実績確認及び支払事務等が適正に行われていないものが見受けられた。善処を要する。(注意事項)</p> <p><b>【講じた措置】</b></p> <p>宮崎県信用保証協会に対し、以下のとおり措置を講ずるよう指導した。</p> <p>① 清掃業務の業務日誌等により、委託業務の実績確認を行うこと。</p> <p>② 業務実績を確認した後に支払事務を行うよう変更契約を締結すること。</p>	<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>決算財務諸表について、貸借対照表の資産の計上額を誤っていた。善処を要する。(注意事項)</p> <p><b>【講じた措置】</b></p> <p>社団法人宮崎県林業労働機械化センターに対して、平成22年度決算から公益法人会計基準に基づき、適正に資産計上するよう指導した。</p>
<p>(14) 財団法人宮崎県環境整備公社 (出資団体)</p>	<p>(17) 財団法人宮崎県水産振興協会 (出資団体)</p> <p><b>【監査の結果】</b></p> <p>概算払いの旅行命令について、旅行完了後の精算手続が行われていなかった。善処を要する。(指摘事項)</p>
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>① 工事及び工事に関する設計委託について、契約書に基づく契約の保証が付されていないものや工期変更に伴う保証期間の変更手続の行われていないものが見受けられた。留意を要する。(指摘事項)</p> <p>② 周辺環境整備基金補助事業について、前年度に完了した工事等を対象に審査会を開催し補助金交付決定を行っているなど、基金運用審査会が審査機能を果たしていない。善処を要する。(指摘事項)</p> <p>③ 浸出水処理水運搬業務委託について、委託料の支払額を誤っていた。善処を要する。(注意事項)</p>	<p><b>【講じた措置】</b></p> <p>指摘のあった事項については、精算手続が可能な旅行命令様式に変更するとともに、財団法人宮崎県水産振興協会旅費規程に基づく適正な精算手続を行うよう指導した。改善の内容については、平成23年3月23日に実施した立入検査により、適正な精算手続が行われていることを確認した。</p> <p>(18) 財団法人宮崎県建設技術推進機構 (出資団体)</p> <p><b>【監査の結果】</b></p> <p>① 委託契約締結について、決裁規程に基づく事務を行って</p>

いないものがあった。留意を要する。（注意事項）

- ② 理事会の開催について、寄附行為に基づく事務を行っていないものが見受けられた。留意を要する。（注意事項）

**【講じた措置】**

- ① 推進機構の委託契約締結事務において、決裁規程に則った適正な事務処理が行われるよう必要な助言を行うとともに、改善措置の内容を確認した。
- ② 推進機構の理事会の開催において、寄附行為に基づく適正な事務処理が行われるよう必要な助言を行うとともに、改善措置の内容を確認した。

- (19) 神楽酒造株式会社〔県営国民宿舎高千穂荘〕（公の施設の指定管理者〔指定管理施設〕）

**【監査の結果】**

- ① 公の施設の管理運営について、収入及び支出の事務処理並びに職務責任の明確化等に関する改善措置が行われていなかった。善処を要する。（指摘事項）
- ② 公の施設の管理運営について、施設設備保守点検結果の改善への対応が遅れているものや消火訓練及び避難訓練が実施されていないなど、施設の維持及び保全に関する改善措置が行われていなかった。善処を要する。（指摘事項）

**【講じた措置】**

- ① 収入及び支出の会計事務処理等に関して、具体的な事務処理方法及び手順並びに職務責任等を明記した要領等を年度内に作成するとともに、内部チェック体制を含む事務処理体制の再構築を図るよう基本協定に基づく指示を行った。県としては、今後とも、会計事務処理のより適正かつ効率的な執行が図られるよう助言指導に努めていきたい。
- ② 施設の維持及び保全等の業務に関して、技術的な見識資格等を有する者の中から施設管理担当責任者を選任する等施設管理体制を拡充強化し、修繕等の適時的確な実施や防火管理体制の再構築を計画的に図るよう基本協定に基づく指示を行った。県としては、県有財産の適正な維持保全を図り、もって良好な施設サービスが今後とも継続して提供できるよう必要な助言指導、支援等の措置を講じていきたい。

- (20) 学校法人宮崎総合学院〔宮崎県建設技術センター〕（公の施設の指定管理者〔指定管理施設〕）

**【監査の結果】**

公の施設の管理運営について、徴収受託に伴う調定事務が適当でなかった。留意を要する。（注意事項）

**【講じた措置】**

今回の指摘を受け、建設技術センターの指定管理者である学校法人宮崎総合学院に対し、調定が発生した都度、事務処理を行うよう指導した。また、調定及び収納のそれぞれの事務処理について、チェック体制の見直しを図るよう指導した。

- (21) 株式会社馬原造園建設〔県立平和台公園及び宮崎県総合文化

公園〕（公の施設の指定管理者〔指定管理施設〕）

**【監査の結果】**

公の施設の管理運営について、基本協定において定めるものとされている文書等の管理基準及び保存期間が定められていなかった。善処を要する。（注意事項）

**【講じた措置】**

監査結果を受け、指定管理者に対し、文書の管理基準等について策定状況を確認し、早期対応を指導した。指定管理者から、基準等について策定した旨の報告があったため、内容を確認した。

- (22) 延岡宅地建物取引業協同組合〔延岡土木事務所管内の県営住宅13団地〕（公の施設の指定管理者〔指定管理施設〕）

**【監査の結果】**

公の施設の管理運営について、県営住宅消防設備保守点検業務委託の契約事務が適正に行われていなかった。留意を要する。（注意事項）

**【講じた措置】**

延岡宅地建物取引業協同組合では、監査結果を受けて、契約事務の取扱いについて十分な理解を深めるために、担当職員への研修を実施した。また、県では、再発の防止を図るために、随時、延岡宅地建物取引業協同組合への立ち入り調査を実施し、契約事務の実施状況を確認していくこととした。

--	--